（７）問合せ先

＜建設リサイクル報告様式に関する問合せ：令和元年度＞

日本能率協会総合研究所　環境政策研究チーム

E-mail：naruyuki_matsuda@jmar.co.jp

ＦＡＸ：０３－５４０３－８４７３

＜COBRISに関する問合せ＞

一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC：ジャシック）

建設副産物情報センター

E-mail：recycle@jacic.or.jp

電　話：０３－３５０５－０４１０

ＦＡＸ：０３－３５０５－０５２０

◆参考　マニフェスト（産業廃棄物管理票）

○マニフェスト制度（環境省所管［旧厚生省］）の目的

・産業廃棄物の委託処理における排出事業者責任の明確化

・不法投棄の防止

○法的な位置付け

・産業廃棄物処理法１３条３第１項

事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、運搬受託者にマニフェストを交付しなければならない［条文より抜粋］。

＜マニフェスト制度＞　環境省（地方環境事務所（本局のイメージ））
都道府県政令市の産業廃棄物担当

＜マニフェスト［紙、電子］＞

［紙］都道府県政令市の産業廃棄物担当、全国産業資源循環連合会、
建設マニフェスト販売センター

［電子］公益財団法人日本産業廃棄物処理振興ｾﾝﾀｰ（ＪＷセンター）

◆参考　マニフェスト（産業廃棄物管理票）

A票
排出業者が保存

B１票
運搬業者の控
B２票
運搬業者から排出業者に返送、運搬終了を確認

C１票
処分業者が保存
C２票
処分業者から運送業者に返送、処分終了を確認

D票
処分業者から排出業者に返送、処分終了を確認

E票
処分業者から排出業者に返送、最終処分終了確認

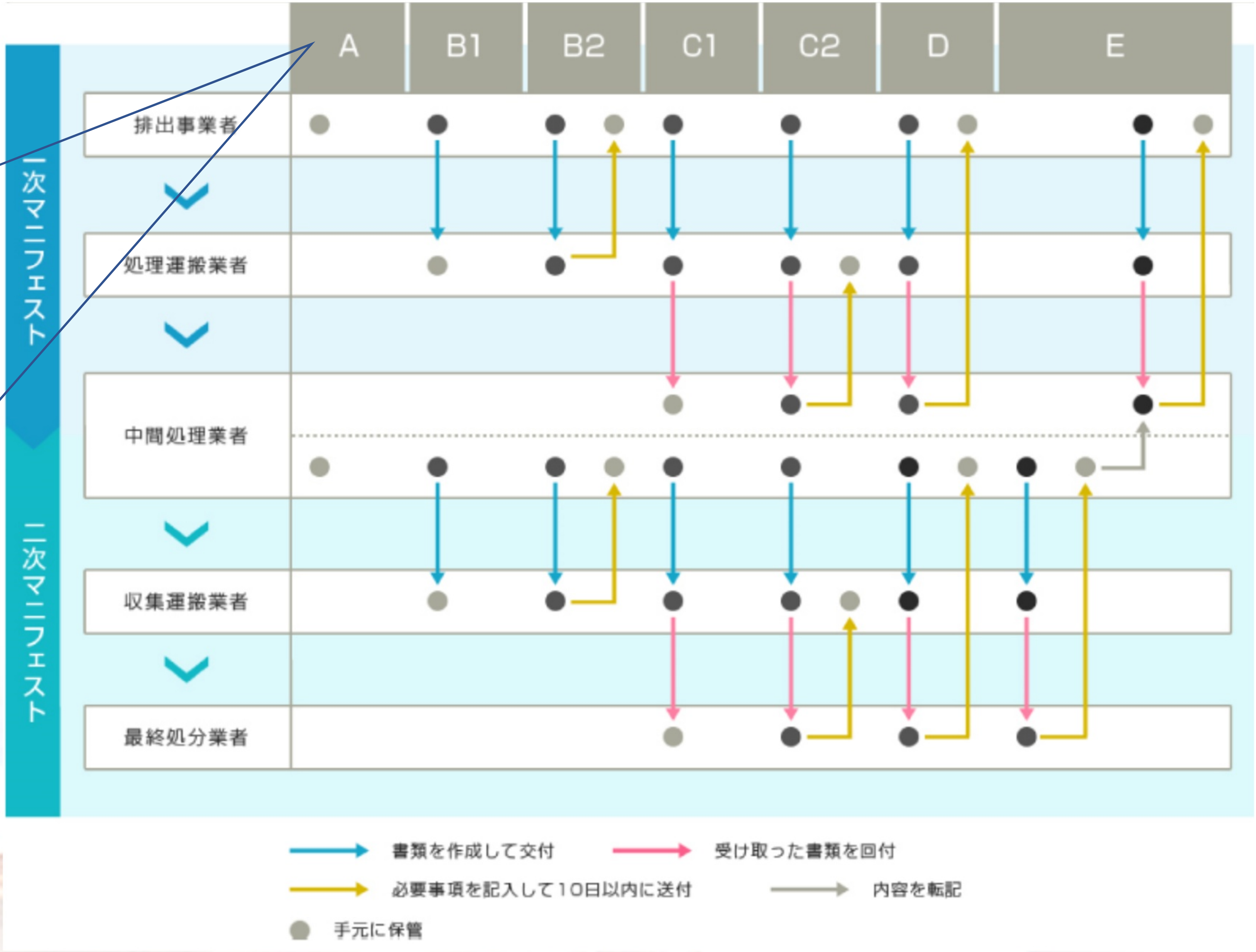

出典：公益財団法人全国産業資源循環連合会HP

マニフェスト記載例
収集運搬業者が二社の場合　一次マニフェスト

排出事業者が必要に応じ、伝票管理のために任意の番号を記入

処分先の自治体が県外廃棄物の事前協議等を指導している場合に記入

10桁で、シリアル番号として記入済み
(10桁の次の1桁(網掛け部分)は交付番号用チェックディジットで、コンピュータの入力時に誤入力検知のため使用します)

伝票交付担当者の所属、氏名

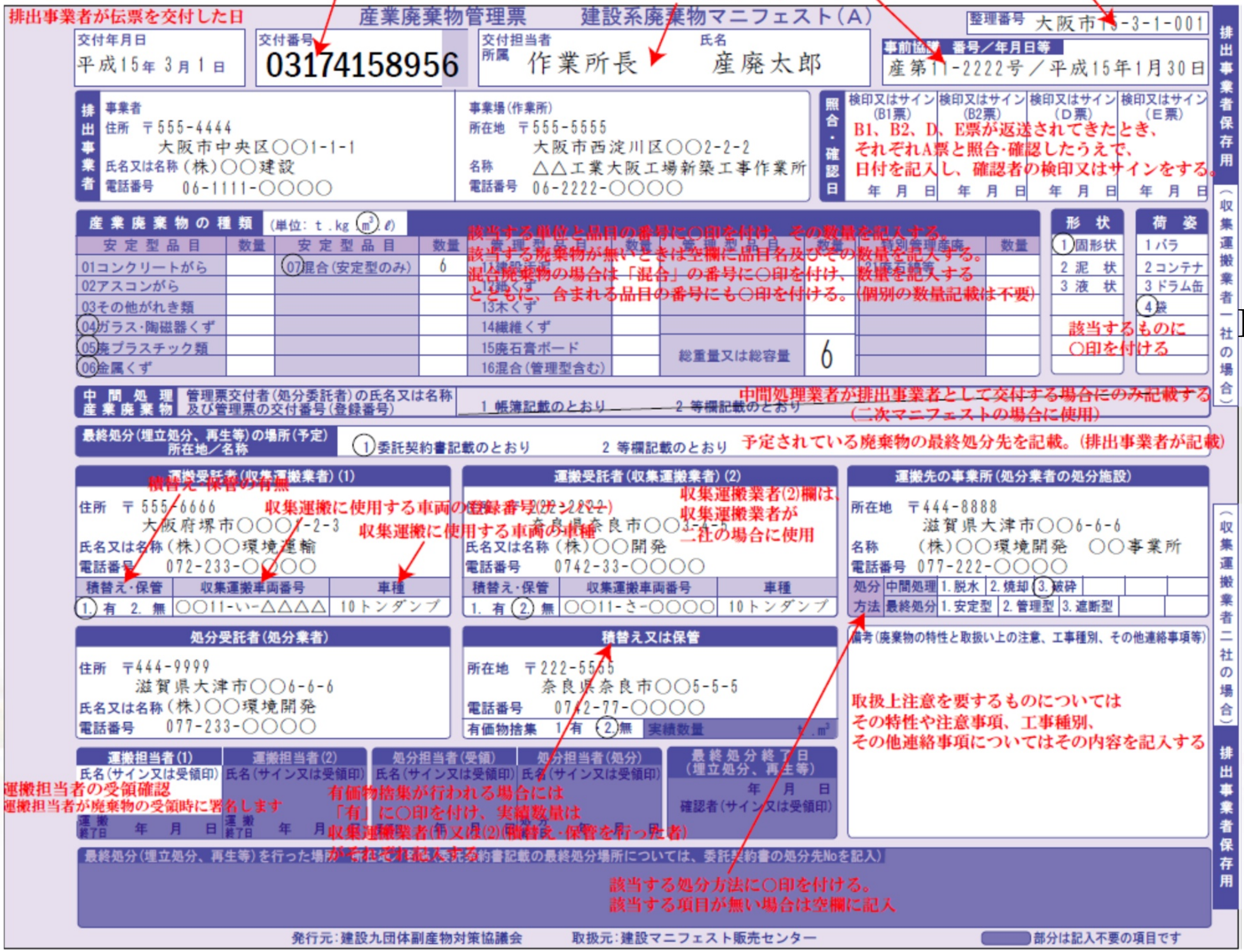

排出事業者が伝票を交付した日

産業廃棄物管理票　建設系廃棄物マニフェスト(A)

整理番号　大阪市15-3-1-001

交付年月日　平成15年 3月 1日

交付番号　03174158956

交付担当者所属　作業所長　氏名　産廃太郎

事前協議　番号／年月日等　産第11-2222号／平成15年1月30日

排出事業者
- 事業者　住所　〒555-4444　大阪市中央区○○1-1-1
- 氏名又は名称　(株)○○建設
- 電話番号　06-1111-○○○○
- 事業場(作業所)　所在地　〒555-5555　大阪市西淀川区○○2-2-2
- 名称　△△工業大阪工場新築工事作業所
- 電話番号　06-2222-○○○○

照合・確認日　検印又はサイン(B1票)　検印又はサイン(B2票)　検印又はサイン(D票)　検印又はサイン(E票)　年 月 日

B1、B2、D、E票が返送されてきたとき、それぞれA票と照合・確認したうえで、日付を記入し、確認者の検印又はサインをする。

産業廃棄物の種類　(単位：t．kg．㎥．ℓ)

安定型品目	数量	安定型品目	数量
01コンクリートがら		07混合(安定型のみ)	6
02アスコンがら			
03その他がれき類			
04ガラス・陶磁器くず			
05廃プラスチック類			
06金属くず			

管理型品目：13木くず　14繊維くず　15廃石膏ボード　16混合(管理型含む)

総重量又は総容量　6

該当する単位と品目の番号に○印を付け、その数量を記入する。
該当する廃棄物が無いときは空欄に品目名及びその数量を記入する。
混合廃棄物の場合は「混合」の番号に○印を付け、数量を記入する
とともに、含まれる品目の番号にも○印を付ける。(個別の数量記載は不要)

形状　1 固形状　2 泥状　3 液状

荷姿　1 バラ　2 コンテナ　3 ドラム缶　4 袋

該当するものに○印を付ける

中間処理産業廃棄物　管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)　1 帳簿記載のとおり　2 欄記載のとおり

中間処理業者が排出事業者として交付する場合にのみ記載する(二次マニフェストの場合に使用)

最終処分(埋立処分、再生等)の場所(予定)所在地／名称　1 委託契約書記載のとおり　2 欄記載のとおり

予定されている廃棄物の最終処分先を記載。(排出事業者が記載)

運搬受託者(収集運搬業者)(1)
- 住所　〒555-6666　大阪府堺市○○○7-2-3
- 氏名又は名称　(株)○○環境運輸
- 電話番号　072-233-○○○○
- 積替え・保管　1. 有　2. 無
- 収集運搬車両番号　○○11-い-△△△△
- 車種　10トンダンプ

積替え・保管の有無

収集運搬に使用する車両の登録番号

収集運搬に使用する車両の車種

運搬受託者(収集運搬業者)(2)
- 住所　〒222-2222　奈良県奈良市○○3-4-5
- 氏名又は名称　(株)○○開発
- 電話番号　0742-33-○○○○
- 積替え・保管　1. 有　2. 無
- 収集運搬車両番号　○○11-さ-○○○○
- 車種　10トンダンプ

収集運搬業者(2)欄は、収集運搬業者が二社の場合に使用

運搬先の事業所(処分業者の処分施設)
- 所在地　〒444-8888　滋賀県大津市○○6-6-6
- 名称　(株)○○環境開発　○○事業所
- 電話番号　077-222-○○○○
- 処分方法　中間処理　1. 脱水　2. 焼却　3. 破砕
- 最終処分　1. 安定型　2. 管理型　3. 遮断型

処分受託者(処分業者)
- 住所　〒444-9999　滋賀県大津市○○6-6-6
- 氏名又は名称　(株)○○環境開発
- 電話番号　077-233-○○○○

積替え又は保管
- 所在地　〒222-5555　奈良県奈良市○○5-5-5
- 電話番号　0742-77-○○○○
- 有価物拾集　1 有　2 無　実績数量　t．㎥

備考(廃棄物の特性と取扱い上の注意、工事種別、その他連絡事項等)

取扱上注意を要するものについてはその特性や注意事項、工事種別、その他連絡事項についてはその内容を記入する

運搬担当者(1)　運搬担当者(2)　処分担当者(受領)　処分担当者(処分)　最終処分終了日(埋立処分、再生等)

氏名(サイン又は受領印)　運搬終了日　年 月 日　確認者(サイン又は受領印)

運搬担当者の受領確認
運搬担当者が廃棄物の受領時に署名します

有価物拾集が行われる場合には「有」に○印を付け、実績数量は収集運搬業者(1)又は(2)(積替え・保管を行った者)がそれぞれ記入する

最終処分(埋立処分、再生等)を行った場所(委託契約書記載の最終処分場所については、委託契約書の処分先No.を記入)

該当する処分方法に○印を付ける。
該当する項目が無い場合は空欄に記入

発行元：建設九団体副産物対策協議会　取扱元：建設マニフェスト販売センター　　部分は記入不要の項目です

排出事業者保存用（収集運搬業者一社の場合）（収集運搬業者二社の場合）排出事業者保存用

P 出典・兵庫県産業資源循環協会H

電子マニフェスト利用料金表

【排出事業者】

排出事業者の加入単位：排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

（税抜）

利用区分	A料金	B料金	少量排出事業者団体加入料金 ※（C料金）
基本料（1 年間）	24,000 円	1,800 円	不要
使用料（登録情報 1 件につき）	10 円	（90 件まで無料）20 円	20 円
利用区分の目安となる年間登録件数	2,401 件以上	2,400 件以下	―

※少量排出事業者団体加入料金（C料金）は、「排出事業者が 30 者以上集まって加入する」、「利用代表者が団体で加入した加入者の利用料金を一括して支払う」、「情報処理センターからの連絡先は利用代表者とする」などの条件を満たす必要があります。

【収集運搬業者】

収集運搬業者の加入単位：業者単位で加入(複数加入も可)

（税抜）

利用区分	収集運搬業者
基本料（1年間）	12,000 円

【処分業者】

処分業者の加入単位：処分事業場単位　（同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、１ 事業場とすることも可能）

（税抜）

利用区分	処分業者		
	①処分報告機能のみ	②処分報告機能＋2次登録機能	
		A料金	B料金
基本料（1年間）	12,000 円	24,000 円	12,000 円
使用料（登録情報 1 件につき）	―	10 円	（90 件まで無料）20 円
利用区分の目安となる年間登録件数	―	1,381 件以上	1,380 件以下

基本料の１年間の金額は、４月から翌年の３月末までの期間に適用されます。年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りで請求いたします。（B料金の方は、無料登録件数も異なります）

【基本料早見表（利用開始月別）】

JWNET の利用開始設定をした日が「利用開始日（利用開始月）」となります。利用開始月から、初年度の基本料が発生します。

（税抜）

加入区分＼利用開始月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
排出事業者A 処分業者②A	24,000	22,000	20,000	18,000	16,000	14,000	12,000	10,000	8,000	6,000	4,000	2,000
収集運搬業者 処分業者① 処分業者②B	12,000	11,000	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000
排出事業者B	1,800	1,650	1,500	1,350	1,200	1,050	900	750	600	450	300	150
B料金の無料登録件数	90 件		75 件		60 件		45 件		30 件		15 件	

出　典　：　公益財団法人日本産業廃棄物処理振興ｾﾝﾀｰ（ＪＷｾﾝﾀｰ）ホームページ

https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/material/leaflet/index.html

◆情報提供
平成30年度近畿建設リサイクル講演会

○１月２１日（月）建設副産物対策近畿地方連絡協議会（会長：近畿地方整備局長）※主催の「平成３０年度近畿建設リサイクル講演会」が本局大会議室において開催されました（127名参加）。

○本講演会において、「建設リサイクルの方向と課題ー近畿建設リサイクル表彰８年を経てー」と題した大阪市立大学名誉教授山田優先生による講演と、近畿地域における建設リサイクル推進を積極的に実施している事業者に対する「建設リサイクル表彰」表彰式が行われました。

○この取り組みは全国に先駆けて、平成22年度から近畿地方で実施しているものであり、今年度で９回目となります。

プログラム

◆講演　建設リサイクルの方向と課題
ー近畿建設リサイクル表彰８年を経てー
山田　優　氏（大阪市立大学　名誉教授）

◆近畿建設リサイクル表彰　審査結果報告・講評
勝見審査委員会座長（京都大学　教授）

◆近畿建設リサイクル表彰授賞式

◆近畿建設リサイクル表彰　取組み紹介

◆閉会挨拶　　森戸企画部長

大阪万博が開催されることとなり、今後もリサイクルの取り組みが重要なものとなってくる。

審査委員会の座長として務められた8年間の総括と今後の課題についてご講演

※建設副産物対策近畿地方連絡協議会とは、建設事業に伴い発生する建設残土や建設廃棄物の近畿圏における計画的な利用促進に関し、必要な協議及情報の収集、交換等を行い、事業の円滑な推進に寄与することを目的として設置された組織(34団体)で、以下の団体で構成されている。
近畿地方整備局、近畿農政局、第五管区海上保安本部、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、(独)都市再生機構西日本支社、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、(独)水資源機構関西・吉野川支社、地方共同法人日本下水道事業団近畿・中国総合事務所、本州四国道路高速(株)、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 大阪支社、(一社)福井県建設業協会、(一社)滋賀県建設業協会、(一社)京都府建設業協会、(一社)大阪建設業協会、(一社)兵庫県建設業協会、(一社)奈良県建設業協会、(一社)和歌山県建設業協会、(一社)日本建設業連合会関西支部、(一社)日本道路建設業協会関西支部、(一社)建設コンサルタンツ協会近畿支部、関西電力(株)、大阪ガス(株)、関西エアポート(株)